

公有財産管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項								
東淀川支援学校	消防法で6月ごとに行うよう定められている消防用設備等の機器点検を1年に1回しか実施していなかった。 <table><tr><td></td><td>前回点検日</td><td>令和3年度点検日</td></tr><tr><td>機器点検 (6月ごと)</td><td>令和3年3月25日</td><td>令和4年3月25日</td></tr></table>		前回点検日	令和3年度点検日	機器点検 (6月ごと)	令和3年3月25日	令和4年3月25日	検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 【消防法】 第17条 学校、(中略)その他の防火対象物で政令で定めるものの関係者は、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設（以下「消防用設備等」という。）について消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように、政令で定める技術上の基準に従って、設置し、及び維持しなければならない。 第17条の3の3 第17条第1項の防火対象物（政令で定めるものを除く。）の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等（第8条の2の2第1項の防火対象物にあつては、消防用設備等又は特殊消防用設備等の機能）について、総務省令で定めるところにより、定期に、当該防火対象物のうち政令で定めるものにあつては消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検させ、その他のものにあつては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。 【消防法施行令】 第2章 第1節 防火対象物の指定 (防火対象物の指定) 第6条 法第17条第1項の政令で定める防火対象物は、別表第1に掲げる防火対象物とする。 別表第一（抜粋）<table><tr><td>(六)</td><td>ニ 幼稚園又は特別支援学校</td></tr></table> 【消防法施行規則】 (消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告) 第31条の6 法第17条の3の3の規定による消防用設備等の点検は、種類及び点検内容に応じて、1年以内で消防庁長官が定める期間ごとに行うものとする。	(六)	ニ 幼稚園又は特別支援学校
	前回点検日	令和3年度点検日								
機器点検 (6月ごと)	令和3年3月25日	令和4年3月25日								
(六)	ニ 幼稚園又は特別支援学校									

		【消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成16年消防庁告示第9号）】 消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第31条の6第1項及び第4項の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を次のとおり定める。 第3 点検の期間 点検の期間は、次の表の上欄（左欄）に掲げる消防用設備等の種類等並びに同表中欄に掲げる点検の内容及び方法に応じ、同表下欄（右欄）に掲げるとおりとする。ただし、特殊消防用設備等にあつては、法第17条第3項に規定する設備等設置維持計画に定める期間によるものとする。 <table><tr><th>消防用設備等の種類等</th><th>点検の内容及び方法</th><th>点検の期間</th></tr><tr><td>消火器具、消防機関へ通報する火災報知設備、誘導灯、誘導標識、消防用水、非常コンセント設備、連結散水設備、無線通信補助設備及び共同住宅用非常コンセント設備</td><td>機器点検</td><td>6月</td></tr><tr><td>屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器、非常警報器具及び設備、避難器具、排煙設備、連結送水管、非常電源（配線の部分を除く）、総合操作盤、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、共同住宅用スプリンクラー設備、共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備、共同住宅用非常警報設備、共同住宅用連結送水管、特定小規模施設用自動火災報知設備、加圧防排煙設備、複合型居住施設用自動火災報知設備並びに特定駐車場用泡消火設備</td><td>機器点検</td><td>6月</td></tr><tr><td></td><td>総合点検</td><td>1年</td></tr><tr><td>配線</td><td>総合点検</td><td>1年</td></tr></table>	消防用設備等の種類等	点検の内容及び方法	点検の期間	消火器具、消防機関へ通報する火災報知設備、誘導灯、誘導標識、消防用水、非常コンセント設備、連結散水設備、無線通信補助設備及び共同住宅用非常コンセント設備	機器点検	6月	屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器、非常警報器具及び設備、避難器具、排煙設備、連結送水管、非常電源（配線の部分を除く）、総合操作盤、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、共同住宅用スプリンクラー設備、共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備、共同住宅用非常警報設備、共同住宅用連結送水管、特定小規模施設用自動火災報知設備、加圧防排煙設備、複合型居住施設用自動火災報知設備並びに特定駐車場用泡消火設備	機器点検	6月		総合点検	1年	配線	総合点検	1年
消防用設備等の種類等	点検の内容及び方法	点検の期間															
消火器具、消防機関へ通報する火災報知設備、誘導灯、誘導標識、消防用水、非常コンセント設備、連結散水設備、無線通信補助設備及び共同住宅用非常コンセント設備	機器点検	6月															
屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器、非常警報器具及び設備、避難器具、排煙設備、連結送水管、非常電源（配線の部分を除く）、総合操作盤、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、共同住宅用スプリンクラー設備、共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備、共同住宅用非常警報設備、共同住宅用連結送水管、特定小規模施設用自動火災報知設備、加圧防排煙設備、複合型居住施設用自動火災報知設備並びに特定駐車場用泡消火設備	機器点検	6月															
	総合点検	1年															
配線	総合点検	1年															
措置の内容																	

検出事項について、令和5年8月24日に消防用設備等の機器点検を実施し、令和6年3月27日に機器点検及び総合点検を実施した。
検出事項の原因は、消防法及び消防用設備等の点検について、担当者及び他の職員が十分な認識を持っていなかったことにある。
再発防止に向け、担当者に対し消防法及び消防用設備等の点検について正しく認識させるとともに、学校組織として消防用設備等の点検の内容を共有した。
今後は、法令等に基づき、適正な点検の実施を行う。

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和4年10月3日から令和5年1月31日まで）